令和4年9月後期定例会議事録

- ·開催日時 令和4年9月29日(木曜日) 13時54分~15時45分
- •開催場所 人事委員会室
- 出席者(委員)伊藤委員長 松尾委員 内田委員(事務局)古賀事務局長 松藤副事務局長 土井人事主幹 森岡人事主幹 宮崎係長

○議事事項

1 令和4年9月前期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

2 職員の給与等に関する報告及び勧告について

職員の給与等に関する報告案及び勧告案について審議した。

3 佐賀県職員の育児休業等に関する規則等の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

改正の理由

佐賀県職員の育児休業等に関する条例(以下「育休条例」という。)の一部が改正された ことに伴い、所要の改正を行うもの。

改正内容

- 1 非常勤職員が子の1歳以上の期間における育児休業の請求をする場合の請求期限について、2週間前と短縮する取扱いは、当該子の1歳に達する日又は1歳6箇月到達日までに請求する場合とすることとした。(第2条関係)
- 2 非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が1歳6箇月到達日又は2歳に達する日とする要件として、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合について、育休条例第3条第1号から第4号までに掲げる事情とすることとした。(第2条の3関係)
- 3 育休条例第3条第1号から第4号までに掲げる事情は、育児休業をすることが継続的な勤務 のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当することとし た。(第2条の4関係)
- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 令和4年10月1日施行

佐賀県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則(案)の概要

人事委員会事務局

改正の理由

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部が改正され、県の常勤職員等において配偶者 出産時育児休暇の対象期間が拡大されたことに伴い、所要の改正を行うため。

改正内容

- 1 配偶者出産時育児休暇について、対象期間を出産の日以後1年を経過する日までに拡大することとした。(別表第3関係)
- 2 令和4年10月1日から施行

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則(案)の概要

人事委員会事務局

改正の理由

期末手当及び勤勉手当における在職期間等の算定に係る育児休業期間の除算の取扱いについて、国に準じて、所要の改正を行う必要があるため。

規則案の概要

- 1 期末手当及び勤勉手当における在職期間等の算定に係る育児休業期間の除算の 取扱いについて、子の出生後条例で定める期間内における育児休業の期間と、そ れ以外の育児休業の期間は合算しないこととした。(第5条及び第10条関係)
- 2 令和4年10月1日から施行

期末手当及び勤勉手当の運用についての一部改正(案)の概要

改正案の概要

- 1 期末手当及び勤勉手当に関する規則の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 適用日 令和4年10月1日

○報告事項

1 令和4年度佐賀県任期付職員採用試験(高等学校卒業程度)の申込状況について標記試験の申込状況について、事務局から報告した。

○その他

1 行事予定について